

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(広域連合長等の組織) 第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>2人</u>を置く。 2・3 (省略)</p>	<p>(広域連合長等の組織) 第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長<u>1人</u>を置く。 2・3 (省略)</p>